

センター紹介



- 札幌弁護士会紛争解決センター
- 岩手弁護士会紛争解決センター
- 仙台弁護士会紛争解決支援センター
- 山形県弁護士会示談あっせんセンター
- 福島県弁護士会示談あっせんセンター
- 茨城県弁護士会紛争解決センター
- 栃木県弁護士会紛争解決センター
- 群馬弁護士会紛争解決センター
- 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター
- 千葉県弁護士会紛争解決支援センター
- 東京弁護士会紛争解決センター
- 第一東京弁護士会仲裁センター
- 第二東京弁護士会仲裁センター
- 神奈川県弁護士会紛争解決センター
- 新潟県弁護士会示談あっせんセンター
- 富山県弁護士会紛争解決センター
- 金沢弁護士会紛争解決センター
- 山梨県弁護士会民事紛争解決センター
- 長野県弁護士会紛争解決センター
- 岐阜県弁護士会示談斡旋センター
- 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター
- 愛知県弁護士会紛争解決センター・西三河支部紛争解決センター
- 滋賀弁護士会和解あっせんセンター
- 京都弁護士会紛争解決センター
- 公益社団法人民間総合調停センター
- 兵庫県弁護士会紛争解決センター
- 奈良弁護士会仲裁センター
- 和歌山弁護士会紛争解決センター
- 岡山弁護士会岡山仲裁センター
- 広島弁護士会仲裁センター
- 山口県弁護士会仲裁センター
- 愛媛弁護士会紛争解決センター
- 福岡県弁護士会紛争解決センター
- 熊本県弁護士会紛争解決センター
- 鹿児島県弁護士会紛争解決センター
- 沖縄弁護士会紛争解決センター



札幌弁護士会紛争解決センター（2005.10.1）

札幌弁護士会紛争解決センターは、当事者自身が納得できる解決を図ることが最善と考え、自律的な解決を、原則として3回以内の調停期日で、早期に実現することを目指しています。

調停人は、それぞれの経験又は専門分野を活かして、解決に努力しています。

当センターは、特色として、専門性が高い医療事件、金融取引、労働事件につき、それぞれ専門の医療ADR、金融ADR及び労働ADRを設置しています。

医療ADR及び労働ADRにおいては、一般ADRと同額の申立手数料（11,000円）のまま、専門性のある事件類型であることを踏まえて、医療機関側・使用者側の調停人1名と患者側・労働者側の調停人1名の調停人2名体制で事件処理を行っております。

平成30年9月の胆振東部地震発生に伴い、災害ADRを設置しました。災害ADRでは、申立手数料を無料とし、成立手数料についても、一部減免について柔軟な対応が可能です。また、申立手続の簡略化を図るべく、弁護士相談前置は維持しながらも、「申立サポート弁護士」制度を採用し、相談担当弁護士の協力の下、早期及び簡易な調停申立が可能となりました。

このように当センターでは、当該事件専門の調停人候補者の確保、調停人の人数の工夫、制度の柔軟な運用等によって、どの事件類型においても、公正中立で、かつ、早期かつ柔軟な解決が実現できるように、センターと調停人が協力しています。

住所 〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階

TEL 011-251-7730

FAX 011-261-2067

受付時間 月～金曜日 10:00～12:00 13:00～16:00（祝日を除く）

アクセス 札幌市営地下鉄東西線「西11丁目」駅より徒歩3分

URL <https://satsuben.or.jp/>

申立手数料 11,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→

期日手数料

申立人のみ 申立人・相手方 不要

その他具体的に→

成立手数料	100万円以下の部分	・・・	8.8%
（税込）	100万円を超え300万円以下の部分	・・・	3.3万円+5.5%
	300万円を超え3000万円以下の部分	・・・	9.9万円+3.3%
	3000万円を超え3億円以下の部分	・・・	42.9万円+2.2%
	3億円を超える部分	・・・	372.9万円+1.1%
	※原則として、上記金額を申立人と相手方で折半する。		

算出のベース 紛争額

解決額

その他具体的に→

その他必要な費用

当事者は、申立手数料及び成立手数料以外の特別に要する費用が発生した場合には、調停人が定める額、納付時期及び負担割合に従い、紛争解決センターに納付する。

（専門員の意見書作成料・遠隔地における現場調停の交通費など。）

岩手弁護士会紛争解決センター（2018.10.1）

岩手弁護士会は、2018年10月1日に「岩手弁護士会紛争解決センター」を設立いたしました。

「岩手弁護士会紛争解決センター」は、経験豊かな弁護士がアッセン員となり、公正な立場に立ちつつ、当事者のお話丁寧に耳を傾け、柔軟な手続運営を行うことにより、公正・迅速かつ妥当な紛争解決をお手伝いします。

取り扱う事件は、広く民事事件一般を対象としています。例えば、お金の貸し借り、隣人とのトラブル、職場のトラブル、離婚・相続、慰謝料請求など、さまざまな紛争の解決にご利用いただけます。

人間関係や紛争が複雑化するいまの社会に対応して、当事者の話し合いを重視して柔軟な解決策を探る、市民にとって身近で利用しやすい紛争解決を目指しています。

まずは、お困りの紛争が「岩手弁護士会紛争解決センター」の手続に適しているかどうかなどについて、法律相談で確認することをおすすめいたします。

法律相談は、県内各地で実施しています（無料で相談が受けられる場合もあります）。

相談窓口は、岩手弁護士会ホームページの『弁護士に相談したい』をご覧くださいか、岩手弁護士会（019-651-5095）にお問合せください。

また、「岩手弁護士会紛争解決センター」を実際にご利用される場合、申立書などの書式は、岩手弁護士会のホームページにも掲載されておりますので、そちらもご参照ください。

住所 〒020-0122 岩手県盛岡市大通一丁目2-1岩手県産業会館本館2階

TEL 019-651-5095

受付時間 月～金曜日 10:00～16:00（祝日を除く）

アクセス JR線「盛岡」駅より徒歩約16分

URL <http://www.iwateba.jp/>

申立手数料 22,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→

期日手数料

申立人のみ 申立人・相手方 不要

その他具体的に→

成立手数料	100万円以下	・・・	8%
（税込）	100万円を超え200万円以下	・・・	5%+3万円
	200万円を超え500万円以下	・・・	3%+7万円
	500万円を超え5,000万円以下	・・・	2%+12万円
	5,000万円を超え1億円以下	・・・	1%+62万円
	1億円を超える	・・・	0.5%+112万円

算出のベース 紛争額

解決額

その他具体的に→

その他必要な費用 鑑定・測量費用、現地調査旅費・日当、その他費用の実費

山形県弁護士会示談あっせんセンター（2006.11.21）

民事上のトラブルについて、弁護士が当事者双方の間に入って、話し合いによる解決のためのサポートを行います。方法としましては、担当弁護士が、申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で、法的観点からのアドバイスを行い、示談成立による解決を目指します。示談が成立した場合には、成立手数料と引き換えに示談書の作成を行います。

原則として、期日3回での解決を目指します。利用をご希望の場合は、示談あっせん申立書を提出してください。記載方法、書式につきましては、弁護士会窓口でご説明いたします。

訴訟や調停とは違い、担当弁護士が、形式にとらわれない柔軟な対応での問題解決を目指し、示談あっせんを行います。

住所 〒990-0042 山形県山形市七日町二丁目7-10 NANA BEANS 8階

TEL 023-635-3648 FAX 023-635-3685

受付時間 月～金曜日 10:00～16:00（祝日を除く）

アクセス 山形市役所前バス停より徒歩4分

URL <https://www.yamaben.or.jp/html/soudan9.html>

申立手数料 20,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→ 応諾手数料（相手方）
10,000円

期日手数料

申立人のみ 申立人・相手方 不要

その他具体的に→

成立手数料	100万円以下の部分	・・・	8%
（税込）	100万円を超え200万円以下の部分	・・・	5%+30,000円
	200万円を超え500万円以下の部分	・・・	3%+70,000円
	500万円を超え5,000万円以下の部分	・・・	2%+120,000円

算出のベース 紛争額 解決額
 その他具体的に→

その他必要な費用

福島県弁護士会示談あっせんセンター（2008.1.21）

ADRは紛争解決の新幹線です。
経験豊かな弁護士があっせん員となって速やかな紛争解決に努めています。

1 センターの特色

全ての事件につき、法律家としての経験年数が5年以上の弁護士が関与し（事件によっては、各分野ごとに建築士等の専門委員も関与）、当事者の話をよく伺った上で、これまでの経験を活かし、紛争の迅速（裁判所の調停と較べて期日が早く入ること、原則として、3回以内の期日で解決することを目指します）、公正、妥当、柔軟な解決を図ります。

2 適する事件

原則として、受付にあたっては事件の種類による制限は設けていません。一般的には、不動産関係紛争、建築関係紛争、契約上のトラブル、交通事故、医療事故、近隣紛争、男女関係紛争（離婚、養育費等含む）、職場内での紛争での利用が多いと見込まれています。

3 事件の申立

訴訟と比較すれば、簡易かつ安価であり、申立書の記載例も準備しております。足りない部分については、後から訂正できます。

住所 〒960-8115 福島県福島市山下町4番24号

TEL 024-534-2334

FAX 024-536-7613

受付時間 月～金曜日 9:00～16:00（祝日を除く）

アクセス 福島交通「桜の聖母短期大学」バス停下車徒歩3分

URL <https://f-bengoshikai.com/>

申立手数料 22,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→

期日手数料

申立人のみ 申立人・相手方 不要

その他具体的に→

成立手数料	(a) 金100万円以下の場合	・・・	8.8%
(税込)	(b) 金100万円を超え金200万円以下の場合	・・・	5.5%+33,000円
	(c) 金200万円を超え金500万円以下の場合	・・・	3.3%+77,000円
	(d) 金500万円を超え金5000万円以下の場	・・・	2.2%+132,000円

算出のベース 紛争額 解決額

その他具体的に→

その他必要な費用

茨城県弁護士会紛争解決センター（2023.2.22）

茨城県弁護士会紛争解決センターは2023年2月22日に開設いたしました。弁護士が中立的な第三者（あっせん人）として、トラブルの当事者の間に立ってお話をお伺いし、迅速かつ柔軟に、双方が納得の行く解決となることを目指して話し合いによる紛争解決のお手伝いをいたします。

紛争解決センターをご利用いただくには原則として弁護士会で行っている法律相談を受けていただき弁護士より紹介書を交付していただく必要があります。まずは茨城県弁護士会（029-221-3501）へご連絡いただくか、茨城県弁護士会所属の弁護士にご相談ください。

住所 〒310-0062 茨城県水戸市大町2-2-75

TEL 029-221-3501

FAX 029-227-7747

受付時間 月～金曜日 10:00～16:00（祝日を除く）

アクセス 常磐線「水戸」駅より徒歩15分

URL <https://www.ibaben.or.jp/>

申立手数料 22,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→

第1回期日前に申立が取下げられたとき、または相手方が呼び出しに応じなかったときは申立手数料の半額を返還。

期日手数料 5,500円（税込）

申立人のみ

申立人・相手方 不要

その他具体的に→

成立手数料 100万円以下の場合

（税込）

100万円を超え300万円以下の場合

300万円を超え3,000万円以下の場合

3,000万円を超える場合

・・・（価格の8%）×1.1

・・・（価格の5%+3万円）×1.1

・・・（価格の1%+15万円）×1.1

・・・（価格の0.5%+30万円）×1.1

算出のベース 紛争額

その他具体的に→

解決額

その他必要な費用

栃木県弁護士会紛争解決センター（2015.4.1）

当センターにおいては、弁護士が、中立的な第三者として、双方の当事者の話を聞き、簡易・迅速・公正な紛争解決をはかることを目指しております。具体的には、3回程度の手続により、また、手続間の間隔を3週間程度とし、遅くとも3ヵ月以内での紛争解決を目指しております。

担当弁護士については、弁護士登録5年以上の者を充てることとし、また、医学、建築、会計等の専門知識を要する紛争については、各分野の専門委員が手続に加わることもあります。

さらに、申立手数料を1万円（消費税別）に抑え、経済的にも利用しやすい制度となるよう、心がけております。

住所 〒320-0845 栃木県宇都宮市明保野町1番6号
 TEL 028-689-9000 FAX 028-689-9018
 受付時間 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00（祝日を除く）
 アクセス 東武宇都宮線「南宇都宮」駅より徒歩15分
 URL <http://www.tochiben.com/>

申立手数料 11,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→

期日手数料

申立人のみ 申立人・相手方 不要

その他具体的に→

成立手数料	100万円以下の場合	・・・	8%
	100万円を超え300万円以下の場合	・・・	5%+3万円
	300万円を超え3000万円以下の場合	・・・	1%+15万円
	3000万円を超える場合	・・・	0.5%+30万円

算出のベース 紛争額

解決額

その他具体的に→

その他必要な費用

群馬弁護士会紛争解決センター（2012.8.31）

群馬弁護士会紛争解決センターは、平成24年8月31日に設立されました。期日を土日で開催したり、あっせん委員の事務所での開催も可能にするなど、ADRの柔軟性を最大限に発揮しようと考えております。設立後、平成24年度は15件の申立がありました。当センターのイメージキャラクターは、「スパット君」。その名のとおり、簡易、迅速、公正、秘密厳守をモットーとして、市民の皆様にとって使い勝手のいい紛争解決機関を目指します。なお、当センターを利用される場合には、弁護士による紹介状が必要になりますので、事前に弁護士による法律相談をお受け下さい。

住所 〒371-0026 前橋市大手町3-6-6 群馬弁護士会館内
 TEL 027-234-9321 FAX 027-234-7425
 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00（祝日を除く）
 アクセス 両毛線「前橋」駅より徒歩20分
 URL <https://www.gunben.or.jp/>

申立手数料 11,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→

期日手数料

申立人のみ 申立人・相手方 不要

その他具体的に→

成立手数料 100万円以下・・・8%+消費税

（税込）

100万円超 300万円以下・・・5%+3万円+消費税

300万円超 3,000万円以下・・・1%+15万円+消費税

3,000万円超・・・0.5%+30万円+消費税

算出のベース 紛争額

解決額

その他具体的に→

その他必要な費用

埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（1995.10.1）

当センターは、平成7年10月に開設されました。

利用できる事件の種類に制限はありませんが、ご近所トラブルなど裁判にまでしたくないという場合や、男女問題・企業と顧客間のクレーム案件など秘密を守って解決した場合、弁護士に依頼すると当事者の持ち出しとなってしまふ少額案件などにとって、特に使い勝手の良い紛争解決手段です。

経験豊富な弁護士が間に入り、時間をかけて双方の言い分を聞いたうえ、公正に判断し、話し合いによる迅速で円満な解決を図ります。

申立は所定の用紙に必要事項を書き入れるだけです。代理人を付けなくても簡単にできますし、申立手数料は無料です。是非、当センターの示談あっせん・仲裁手続きをご活用下さい。

住所 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂4-2-1 浦和高砂パークハウス1F

TEL 048-710-5666 FAX 048-837-2898

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00（祝日を除く）

アクセス 浦和駅より徒歩15分

URL <https://www.saiben.or.jp/soudan/settlement.html>

申立手数料 無料 <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> その他具体的に→	期日手数料 5,500円（税込） <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他具体的に→
---	---

成立手数料 経済的利益の額を基に算出

算出のベース 紛争額 解決額
 その他具体的に→

その他必要な費用 当事者（申立人及び相手方）がそれぞれ1名の場合3,300円（税込）、当事者（申立人又は相手方が1名増すごとに2,200円（税込）の郵券代を申立時に申立人から徴収。

千葉県弁護士会紛争解決支援センター（2019.10.1）

当センターの名称について、裁判外紛争解決手続（ADR）は、当事者の、当事者による、当事者のための紛争解決制度であり、我々はその支援をさせていただきたい、その想いを込めて、紛争解決「支援」センターと名付けました。他会と同様、法的紛争に限らずあらゆる紛争を対象とし、弁護士があっせん人（話し合いの進行・調整役）及び補助者（事務的な補助を行う者）となり、原則3回、3ヶ月以内の解決を目指し、運用しております。当センターの特徴としては、以下の点が挙げられます。

1. 専門ADR

医療事件や建築事件等の専門性の高い事案に対応するため、医師、歯科医師、建築士等に「専門委員」として手続に関与してもらい、その知見を紛争解決に役立てる制度を用意しています。

特に、医療ADRにおいては、医師及び歯科医師が専門委員として全件に関与する制度を採っており、あっせん人である弁護士と医師である専門委員が協同して紛争解決に当たります。

2. 災害ADR

千葉県では令和元年台風15号、19号等の大災害が発生し、これを機に災害により生じた紛争の解決支援のため、災害ADRを立ち上げました。

被災された方にとってご利用いただきやすいように、申立手数料、期日手数料、日当及び実費を無料とし、成立手数料も最大50%減額できる制度となっています。

また、ADRの申立てをサポートする弁護士が電話で当事者から申立て内容を聴取し、当事者に代わり申立書の作成を行う仕組みがあります。

当センター開設から令和5年4月末までの3年半余りの間に、一般ADR（専門ADR含む）136件、災害ADR59件の計195件の申立てがあり、迅速・柔軟な審理による紛争解決に対する市民のニーズの高さを実感しているところです。令和2年10月にはリモートADRマニュアルを作成して、ウィズ／アフターコロナを見据えた運用体制を整備し、Zoomを利用した期日進行も増加しています。

今後も市民の皆様にとって、より利用しやすく、より満足度の高い解決支援が出来るよう努めて参ります。

住所 〒260-0013 千葉県千葉市中央区4丁目13番9号
 TEL 043-227-8431 FAX 043-225-4860
 受付時間 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00（祝日を除く）
 アクセス JR総武線「千葉」駅より徒歩15分
 URL <https://www.chiba-ben.or.jp/>

<p>申立手数料</p> <p>11,000円 医事紛争（医業には歯科を含む。）の場合は22,000円 医療機関側が申立の場合は44,000円（いずれも税込み）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→ 特別の事情による納付猶予又は減額若しくは免除の制度あり。</p>	<p>期日手数料</p> <p>期日開催毎に各自5,500円 医事紛争の場合は期日開催毎に各自11,000円 （いずれも税込み）</p> <p><input type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input type="checkbox"/> 不要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→ 一方当事者のみの出席で期日を開催したときは、出席した当事者のみ5,500円。他方当事者が同意したときは、その者の分も納付することができる。特別の事情による納付猶予又は減額若しくは免除の制度あり。</p>
--	--

成立手数料（税込）

①100万円までの場合 8.8%（最低額22,000円）
 ②100万円を超え300万円以下の場合 5.5%+33,000円
 ③300万円を超え3000万円以下の場合 1.1%+165,000円
 ④3000万円を超える場合 0.55%+33万円
 <医事紛争の場合>
 ①300万円までの場合 8.8%（最低額44,000円）
 ②300万円を超え1500万円以下の場合 264,000円+（紛争の価額-300万円）×3.3%
 ③1500万円を超え3000万円以下の場合 66万円+（紛争の価額-1500万円）×2.2%
 ④3000万円を超え5000万円以下の場合 99万円+（紛争の価額-3000万円）×1.1%
 ⑤5000万円を超え1億円以下の場合 121万円+（紛争の価額-5000万円）×0.77%
 ⑥1億円を超える場合 1,595,000円+（紛争の価額-1億円）×0.55%

算出のベース 紛争額 解決額
 その他具体的に→

その他必要な費用

医療ADR期日に同席する場合を除く専門委員の期日日当、審理に要する鑑定費用、証人日当、出張の際のあっせん人等、専門委員、和解あっせん人補助者及び仲裁人補助者の旅費日当、通訳人費用その他の諸費用については、あっせん人等が申立人及び相手方の負担割合及び負担額を定め、申立人及び相手方が負担。

東京弁護士会紛争解決センター（1994.6.17）

東京弁護士会紛争解決センターは、平成6年7月に開設されました。当センターへの申立には、あっせん申立て（あっせん人による和解のあっせんを求める手続）及び仲裁申立て（仲裁合意がある場合に仲裁判断を求める手続）の二種類がありますが、いずれも、管轄の定めはなく、裁判に比べれば書式、添付書類等の要件も緩やかで、当事者本人においても簡単に申し立てることができます。また、事案の内容や当事者の都合にもよりますが、平均2ヶ月弱の期間に、2～3回の期日の開催による短期間で、和解あっせんが可能です。当センターのあっせん人及び仲裁人には経験豊富な弁護士のほか、専門家が就任し、事案の内容に応じて専門家の知識を利用した適正かつ迅速な解決が可能です。さらに、学校問題ADRを平成30年1月から開始しました。当事者双方の希望があれば、オンライン（ZOOM）による期日開催もできます。

住所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階
 TEL 03-3581-0031 FAX 03-3581-0865
 受付時間 月～金曜日 9:30～16:00（祝日を除く）
 アクセス 東京メトロ丸の内線「霞ヶ関」駅より徒歩1分 B1-b出口直結
 URL <https://www.toben.or.jp/>

申立手数料 11,000円（税込） <input type="checkbox"/> 申立人のみ ■ その他具体的に→ ・東京弁護士会の法律相談センターで法律相談を受けた場合は、相談料相当額（5,500円を上限とする。）を減額 ・金融ADRは、協定締結先が負担	期日手数料 5,500円（税込） <input type="checkbox"/> 申立人のみ ■ 申立人・相手方 □ 不要 ■ その他具体的に→ 金融ADRは、協定締結先が負担
--	---

成立手数料	300万円以下の部分 …… 8.8% 300万円を超え1,500万円以下の部分 …… 3.3% 1,500万円を超え3,000万円以下の部分 …… 2.2% 3,000万円を超え5,000万円以下の部分 …… 1.1% 5,000万円を超え1億円以下の部分 …… 0.77% 1億円を超え10億円以下の部分 …… 0.55% 10億円を超える部分 …… 0.33%
-------	--

算出のベース <input type="checkbox"/> 紛争額 ■ その他具体的に→ 学校ADRのみ、下記のとおり。 125万円未満・算定困難事案 …… 11万円 125万円以上300万円まで …… 解決額×8.8% 300万円を超え1,500万円まで …… 26.4万円+（解決額-300万円）×3.3% 1,500万円を超え3,000万円まで …… 66万円+（解決額A-1,500万円）×2.2% 3,000万円を超え5,000万円まで …… 99万円+（解決額-3,000万円）×1.1% 5,000万円を超え1億円まで …… 121万円+（解決額-5,000万円）×0.77%	■ 解決額
---	-------

その他必要な費用

第一東京弁護士会仲裁センター（1995.4.14）

紛争事件を適切に解決できるかどうかは、仲裁人に誰を選ぶかによって大きく変わってきます。第一東京弁護士会仲裁センターでは、仲裁人候補者として、様々な分野で経験豊かな弁護士（原則として10年以上の経験）や学識経験者等を名簿登録しております。そして、当会仲裁センターは、日常生活で起こりうる身近な紛争だけではなく、特に秘密としたい事件、知的財産、建築や労災、金融や医療や国際家事といった専門的な知見が要求される紛争などについて、適正・迅速・低額に解決することを目指して運営されています。そのため、当センターでは当事者の希望を踏まえて仲裁人を選任することとしており、仲裁人候補者のプロフィールを第一東京弁護士会ホームページ（<https://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/adr/meibo.html>）上で公開しています。そのホームページからは、書式や規則等もダウンロードできるよう整備しており、透明性の高い仲裁センターであるための情報開示を心掛けています。当会仲裁センターでは、令和2年6月10日から、新型コロナウイルスに起因するトラブルに関して、Zoom等のWEB会議システムを利用したオンライン手続きによる災害時ADR（以下、「オンライン災害時ADR」）を開始しました。オンライン災害時ADRは、従来のADRの特色に加えて、①弁護士会館に来館しなくても相手方と話し合いができる、②申立手数料・期日手数料が無料、③成立手数料が一般のADRの半額、④申立手続きが簡略化されている、⑤成立手数料が一般のADRの半額、⑥申立書の書き方などを弁護士がサポートする制度（無料）がある、などより一層利用者の利便性を図った特色を有しております。制度開始後、相手方が手続きに承諾したオンライン災害時ADRについては、非常に高い和解成立率となっています。

当会仲裁センターは、利用者が当センターをより利用しやすくなるよう、災害時ADRで採用したWEB会議システムを利用したオンライン手続きを一般事件でも利用できるよう規則をととのえました。また、令和3年7月には、損害保険ジャパン株式会社が提供する保険を利用して当事者と弁護士とのやりとりをオンラインチャットシステムで完結する簡易和解手続きを新たに発足させる等、紛争解決のための新たなメニューも用意しています。

住所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階
 TEL 03-3595-8588 FAX 03-3595-8577
 受付時間 月～金曜日 10:00～12:00 13:00～16:00（祝日を除く）
 アクセス 東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩1分 B1-b出口直結
 URL <https://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/adr/index.html>

申立手数料 11,000円（税込） <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→ <ul style="list-style-type: none"> ・第一東京弁護士会の法律相談センターで法律相談を受けた場合は、5,500円（税込） ・金融ADRは、協定締結先が負担 	期日手数料 5,500円（税込） <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→ 金融ADRは、協定締結先が負担
--	--

成立手数料	300万円以下の部分	・・・ 8.8%
	300万円を超え1,500万円以下の部分	・・・ 3.3%
	1,500万円を超え3,000万円以下の部分	・・・ 2.2%
	3,000万円を超え5,000万円以下の部分	・・・ 1.1%
	5,000万円を超え1億円以下の部分	・・・ 0.77%
	1億円を超え10億円以下の部分	・・・ 0.55%
	10億円を超える部分	・・・ 0.33%

算出のベース 紛争額 解決額
 その他具体的に→

その他必要な費用 鑑定費用、証人日当、現場検証のための仲裁人旅費日当およびその他の諸費用

第二東京弁護士会仲裁センター（1990.3.15）

第二東京弁護士会仲裁センターは、1990年3月、弁護士会が運営する紛争解決機関としては最初に立ち上げられた民間ADR団体であり、2020年3月に設立30周年を迎えました。それまで揉め事の解決といえば裁判所の訴訟や調停でしたが、当センターは民間ADR団体の魁（さきがけ）として紛争解決に大きな役割を果たしてきました。

2007年9月に「医療ADR」、2010年10月に「金融ADR」、2014年4月に「国際家事ADR」、2020年4月に「子ども学校ADR」をそれぞれ新設し、医療紛争、金融商品取引紛争、国際的な家事紛争、学校内でのトラブルの実態を良く知る弁護士を仲裁人・あっせん人候補者に加えることで、充実した仲裁・和解あっせんを行えるようにしました。また、2010年3月には、当会多摩支部（弁護士会多摩支部会館・立川市）にて、多摩地区におけるADRのニーズにも対応できる体制を整えました（ただし、申立ては霞が関で行っていただく必要があります。）。さらに、2020年11月からは、厚生労働省からの委託を受けて、厚生労働省のほか、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁と連携して「フリーランス・トラブル110番」の運営を開始し、この事業の中で、フリーランスの方のトラブルの解決のために仲裁センターの和解あっせん手続が活用されています。

また、手続の助言等を行う申立・応諾サポート弁護士の設置、期日開催において原則としてウェブ会議を利用するなど、より利用しやすい手続への対応も進めています。

管轄を問わない（どこに住んでいる人でも利用できる）、事件を選ばない（どのような事件でも扱える）、現地で期日を開催することもできる、一級建築士、カウンセラー、土地家屋調査士などの専門家を活用できるなど、民間だからこそできる機動的・柔軟な手続運営と納得のできる解決が特色です。特設サイト（<https://niben.jp/chusai/>）もご覧ください。

住所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL 03-3581-2249

FAX 03-3580-6688

受付時間 月～金曜日 9:30～12:00 13:00～17:00（祝日を除く）

※現在営業時間を9:30～12:00 13:00～16:30に短縮しています。（令和5年5月8日時点）

アクセス 東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩1分 B1-b出口直結

URL <https://niben.jp/chusai/>

<https://niben.jp/legaladvice/soudan/chusai/>

申立手数料 11,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→

①第二東京弁護士会の法律相談センターで法律相談を受けた場合は、5,500円（税込）
②少額紛争事件（紛争価額が30万円以下）の場合、3,300円（税込）

期日手数料 5,500円（税込）

申立人のみ

申立人・相手方

不要

その他具体的に→

成立手数料

300万円以下の部分

・・・ 8.8%

（税込）

300万円を超え1,500万円以下の部分

・・・ 3.3%

1,500万円を超え3,000万円以下の部分

・・・ 2.2%

3,000万円を超え5,000万円以下の部分

・・・ 1.1%

5,000万円を超え1億円以下の部分

・・・ 0.77%

1億円を超え10億円以下の部分

・・・ 0.55%

10億円を超える部分

・・・ 0.33%

算出のベース 紛争額

解決額

その他具体的に→

その他必要な費用

遠隔地に出張して期日開催の場合

○出張手当：期日開催場所までの距離と拘束時間により、

あっせん人等…5万5千円～9万9千円、

補助者等…2万7500円～4万9500円（いずれも税込）。

○交通費・宿泊費：実費

神奈川県弁護士会紛争解決センター（1995.3.1）

当センターは、平成7年3月に開設され、簡易・迅速・公平をモットーに損害賠償、建築紛争、近隣紛争、交通事故、相続、離婚等民事紛争全般の解決を取り扱っています。あっせん人・仲裁人は、法曹経験豊かな当会の弁護士が担当します。事案によっては建築士等他の分野の専門家が加わることがあります。当センターは、平成20年3月、ADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）に基づく法務大臣の認証を取得しました。これにより、和解あっせん手続において、時効中断効や調停前置の特則等が認められ、市民の方にとってより利用し易くなりました。パンフレット、申立書の書式等は当会に備え置きしてあるほか、当会のホームページ（<https://www.kanaben.or.jp/>）からもダウンロードできます。

住所 〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通9番地（神奈川県弁護士会館内）
 TEL 045-211-7716 FAX 045-662-2277
 受付時間 午前10時～午後5時（平日の正午から午後1時及び土日祝日を除く）
 アクセス JR関内駅南口、市営地下鉄関内駅から徒歩10分、地下鉄みなとみらい線日本大通り駅から徒歩1分
 URL <https://www.kanaben.or.jp/>

申立手数料 11,000円（税込） <input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→ 神奈川県弁護士会総合法律相談センターの有料法律相談を受け、法律相談料を納付した方が申立てをする場合は、5,500円（税込）。	期日手数料 5,500円（税込） <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他具体的に→
---	---

成立手数料 期日の開催回数に応じて決定
 （税込） 22,000円×期日回数+55,000円

算出のベース 紛争額 解決額
 その他具体的に→ 22,000円に期日回数を乗じた金額に55,000円に足す

その他必要な費用 鑑定費用、測量費用、現地調査の旅費、その他の費用

新潟県弁護士会示談あっせんセンター（1993.7.1）

新潟県弁護士会では、民事上の紛争について、裁判を使わず当事者双方の話し合いによる解決をサポートするため示談斡旋センターを設置しています。

ご近所問題や親族関係・契約トラブルなどの法律問題について、豊富な経験を持つ弁護士があっせん員となり、申立人と相手方の話をよく聞きいたうえで、公正・中立な立場で法的観点から適切なアドバイスをを行い、紛争の早期解決を目指します。

申立ご希望の方には、申立されようとする案件が示談あっせんに適するものかどうかを、まず、弁護士に面談で相談していただくことをおすすめしています。

法律相談のご予約、示談あっせんのお問い合わせは、新潟県弁護士会（☎025-222-5533）までお電話ください。

住所 〒951-8126 新潟県新潟市中央区学校町通1-1
 TEL 025-222-5533 FAX 025-223-2269
 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00（祝日を除く）
 アクセス 「新潟」駅より徒歩25分
 URL <http://www.niigata-bengo.or.jp/>

申立手数料 13,200円（税込） <input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> その他具体的に→	期日手数料 <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→ 原則不要。但し、金融ADRについては金融機関において1期日27,500円（税込）の期日手数料がかかる。
---	---

成立手数料

算出のベース 紛争額 解決額
 その他具体的に→

示談によって解決した金額を基準にして、裁判を起こして上告審まで争った場合に裁判所に支払うこととなる手数料（収入印紙代）の合計額の半額。

成立手数料の申立人、相手方の負担割合は、当事者の了解を得て示談あっせん員が定める。

その他必要な費用

富山県弁護士会紛争解決センター（2008.4.1）

当センターは、経験豊富な弁護士があっせん人となり、申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で、話し合いにより紛争を解決することを目指し、平成20年4月1日から業務を開始しております。

金銭トラブル、借地借家、交通事故、家族間の紛争、消費者被害、医療事故、犯罪被害弁償、賃金不払いなど、身の回りに起こった民事上のトラブルについて、裁判や調停はしたくない、話し合いで解決したいときに利用してください。

申立ては、紛争の要点などを記載した申立書を提出する必要があります。書き方がわからない場合は、弁護士による法律相談を受けられる方がよろしいでしょう。

あっせん人は、申立人や相手方からでないに事情を聞き、紛争の要点を把握した上で、紛争の解決に向けて話し合いをリードし、3回程度の期日で解決を図るよう努めます。

下に記したように費用はかかりますが、弁護士に依頼し、裁判で解決する場合に比べると低廉になります。

当センターは、「親切」、「円満」、「早期」をモットーにトラブルの解決を目指しています。民事トラブルを抱えた人には身近な解決方法としてご活用いただけるものと思います。

住所 〒930-0076 富山県富山市長柄町3-4-1

TEL 076-421-4811

FAX

受付時間 月～金曜日 10:00～16:00（祝日を除く）

アクセス 富山駅より、車で約10分 富山地方裁判所の通りにあります。

URL <http://tomiben.jp/>

申立手数料 11,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→

期日手数料

申立人のみ 申立人・相手方 不要

その他具体的に→ 当面の間、期日手数料無料

成立手数料	100万円以下	・・・	8万円＋消費税
	100万円超、300万円以下	・・・	5%＋3万円＋消費税
	300万円超、3,000万円以下	・・・	3%＋9万円＋消費税
	3,000万円超、3億円以下	・・・	2%＋39万円＋消費税
	3億円超	・・・	1%＋339万円＋消費税

算出のベース 紛争額

解決額

その他具体的に→

その他必要な費用

金沢弁護士会紛争解決センター（2011.4.1）

金沢弁護士会紛争解決センターでは、外部専門家との連携や実務経験豊富なあっせん人による納得性の高い紛争解決を目指しております。

また、当センター運営委員会では、若手弁護士があっせん人補助者としてあっせん手続に関わることで、あっせん人の質の伝承・維持に努めています。加えて、一昨年には災害ADR規則を制定し、災害が発生した際の被災者支援に備えるとともに、本年度からはウェブ会議システムをあっせん手続で利用できるようにしました。

住所 〒920-0937 石川県金沢市丸の内7番36号

TEL 076-221-0242

FAX 076-222-0242

受付時間 月～金曜日 10:00～17:00（祝日を除く）

アクセス バス 金沢駅兼六園口（東口）6番及び7番乗り場（全系統）から乗車し、「兼六園下」停留所で下車。徒歩3分。

URL <https://www.kanazawa-bengo.com>

申立手数料 11,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→

期日手数料

申立人のみ 申立人・相手方 不要

その他具体的に→

成立手数料	100万円以下の部分	・・・	紛争の価額の8%+消費税
	100万円超、200万円以下の場合	・・・	5%+3万円+消費税
	200万円超、500万円以下の場合	・・・	3%+7万円+消費税
	500万円超、5000万円以下の場合	・・・	2%+12万円+消費税
	5,000万円超、1億円以下の場合	・・・	1%+62万円+消費税
	1億円超の場合	・・・	0.5%+112万円+消費税

算出のベース 紛争額 解決額
 その他具体的に→

その他必要な費用

通訳料、鑑定・出張料

山梨県弁護士会 民事紛争解決センター（2002.6.1）

平成14年6月に設立以来、当会所属の経験豊富な弁護士があっせん人となり、公正・中立な立場で紛争の早期解決を目指しています。申立てをされた方より、多額の費用を要することなく早期に的確な解決が図れると好評です。現時点では、申立件数が多くありませんので、すぐに審理を開始することが可能です。多くの方のご利用をおまちしております。

住所 〒400-0032 甲府市中央1-8-7 山梨県弁護士会館内
 TEL 055-235-7202 FAX 055-235-7204
 受付時間 月～金曜日 9:30～17:00（祝日を除く）
 アクセス 甲府駅より徒歩10分 駐車場完備
 URL <http://www.yama-ben.jp/>

申立手数料 11,000円（税込） <input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> その他具体的に→	期日手数料 <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他具体的に→
---	--

成立手数料 （税込）	100万円以下の部分 8% ～300万円以下の部分 5% ～3,000万円以下の部分 3% ～1億円以下の部分 1% 1億円を超える部分 0.5%
---------------	--

算出のベース 紛争額 解決額
 その他具体的に→

その他必要な費用

長野県弁護士会紛争解決センター（2017.7.3）

長野県弁護士会紛争解決センターは、平成29年7月から運営を開始しました。

当センターでは、当会所属の弁護士が仲裁人となり、公正中立な立場で当事者双方から言い分を聞き、話し合いによって紛争を解決することを目指します。

取り扱う事案は、広く和解あっせんに適する民事事件一般を対象にしています。不法行為に対する損害賠償請求、親族間紛争、建築に関するトラブル、境界や騒音など相隣関係トラブル、不動産に関するトラブル等々、様々な事案に幅広くご利用できます。

和解あっせん・仲裁に要する手数料は、原則として申立手数料1万1000円（消費税込）と成立手数料のみです。期日手数料はいただいておりません。

申立てには弁護士からの紹介状が必要となりますので、まずは長野県弁護士会（026-232-2104）にご連絡いただくか、長野県弁護士会所属の弁護士にご相談ください。

住所 〒380-0872 長野県長野市妻科432番地

TEL 026-232-2104

FAX 026-232-3653

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00（祝日を除く）

アクセス JR「長野」駅から徒歩20分 長野市中心市街地循環バスぐるりん号「合同庁舎前」バス停から徒歩2分

URL <https://nagaben.jp/>

申立手数料 11,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→
・申立人のみ負担
・災害ADRの対象となる案件は申立手数料不要

期日手数料 0円（税込）

申立人のみ 申立人・相手方 不要

その他具体的に→

成立手数料	100万円以下の場合	・・・	8.8%（最低額は2.2万円）
（税込）	100万円を超え300万円以下の場合	・・・	5.5%+3.3万円
	300万円を超え3,000万円以下の場合	・・・	1.1%+16.5万円
	3,000万円を超える場合	・・・	0.55%+33万円
	災害ADRは上記基準の半額		

算出のベース 紛争額 解決額
 その他具体的に→

その他必要な費用 遠距離交通費、専門委員意見書作成費用（医師10万円、その他3万円）

岐阜県弁護士会示談斡旋センター（1998.3.19）

民事上のトラブルについて、弁護士が当事者双方の間に入って、解決のためのサポートを行います。訴訟や調停とは違い、担当弁護士が、形式にとらわれない柔軟な対応での問題解決を目指します。

住所 〒500-8811 岐阜県岐阜市端詰町22番地
 TEL 058-265-0020 FAX 058-265-4100
 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00（祝日を除く）
 アクセス JR「岐阜」駅より徒歩25分
 URL <https://www.gifuben.org/>

申立手数料 11,000円（税込） <input checked="checked" type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> その他具体的に→	期日手数料 5,500円（税込） <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="checked" type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他具体的に→
--	--

成立手数料（税込） <ul style="list-style-type: none"> 100万円以下の部分 100万円を超え200万円以下の部分 200万円を超え500万円以下の部分 500万円を超え5,000万円以下の部分 5,000万円を超え1億円以下の部分 1億円を超える場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・・・ 8%+消費税 ・・・ 5%+3万円+消費税 ・・・ 3%+7万円+消費税 ・・・ 2%+12万円+消費税 ・・・ 1%+62万円+消費税 ・・・ 0.5%+112万円+消費税
---	--

算出のベース 紛争額 解決額
 その他具体的に→

その他必要な費用

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（2007.3.12）

平成19年3月より、紛争に悩む市民の方への新たな法的サービスとして静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターを開設いたしました。「裁判よりも手軽でスピーディー、調停よりも専門的」をモットーとして、紛争の早期かつ妥当な解決を目指しております。静岡、沼津、浜松の弁護士会各支部であっせん・仲裁をおこなっており、地域の実情に照らした適切な紛争処理が実現できるように配慮しております。広報活動も市町の相談窓口へのパンフレット送付、静岡県弁護士会のホームページでのPR等を行っており、今後とも県民の皆様方に幅広く利用して頂けるよう努力して参ります。

住所	静岡支部 〒420-0853 浜松支部 〒430-0929 沼津支部 〒410-0832	静岡市葵区追手町10-80 浜松市中区中央1-9-1 沼津市御幸町24-6	静岡地方裁判所本庁構内 静岡県西部法律会館内 静岡県東部法律会館内
----	--	---	---

TEL	静岡支部 054-252-0008 浜松支部 053-455-3009 沼津支部 055-931-1848	FAX
-----	---	-----

受付時間 月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00（祝日を除く）

アクセス

静岡支部	JR静岡駅より徒歩25分
浜松支部	JR浜松駅より徒歩15分
沼津支部	JR沼津駅より徒歩20分

URL <https://www.s-bengoshikai.com/>

申立手数料 11,000円（税込） ■ 申立人のみ	期日手数料 □ 申立人のみ □ 申立人・相手方 ■ 不要
□ その他具体的に→	□ その他具体的に→

<p>成立手数料 （税込）</p> <p>100万円まで 100万円を超え200万円未満 200万円を超え500万円未満 500万円を超え5,000万円未満 5,000万円を超え1億円未満 1億円を超える場合</p>	<p>・・・ 8%+消費税 ・・・ (5%+3万円)+消費税 ・・・ (3%+7万円)+消費税 ・・・ (2%+12万円)+消費税 ・・・ (1%+62万円)+消費税 ・・・ (0.5%+112万円)+消費税</p>
--	--

算出のベース

□ 紛争額	■ 解決額
□ その他具体的に→	

その他必要な費用

愛知県弁護士会紛争解決センター（1997.4.1） & 愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター（1999.4.1）

ベテラン弁護士の中から選ばれたあっせん・仲裁人が双方からよく事情を聞き、話し合いによる解決を目指します。民事上の紛争であれば、原則として事件の金額・種類は問いません。

平成9年4月の設置から25年を経ており、この間、平成20年6月にはADR法に基づく法務大臣の認証を取得しました。令和4年度中に受理した事件は128件（西三河支部・一宮支部開催含む）です。また、令和4年度中に和解が成立した事件は51件であり、受理事件の3～4割は和解で解決しています。

専門性の高い案件への対応にも力を入れており、建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、カウンセラー、社会福祉士、IT関係等の専門家あっせん・仲裁人候補者が42名います。また、医療を巡る紛争事件の数が多いことも特徴であり、医療の専門知識が必要となる案件については、医師・歯科医師に専門委員として関与してもらって手続を進めています。平成25年度以降は、医療ADRの充実を図るため専門委員の増員を行ってきており、現在では、医師53名・歯科医師7名、計60名（26診療科）まで拡充しました。

このほか、金融ADR、国際家事ADR（ハーグ条約案件）への対応にも取り組んでいます。

住所 (名古屋) 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸一丁目4番2号
(西三河) 〒444-0804 愛知県岡崎市明大寺町字道城ケ入34番地10

TEL (名古屋) 052-203-1777 FAX
(西三河) 0564-54-9449

受付時間 月～金曜日 10:00～16:00（祝日を除く）

アクセス (名古屋) 地下鉄名城線「名古屋城」駅より西へ徒歩10分
地下鉄鶴舞線・桜通線「丸の内」駅より北へ徒歩10分
(西三河) 名鉄バス「岡崎警察署前」停留所より徒歩3分

URL <https://www.aiben.jp/>

申立手数料 11,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→ 特別な事情がある場合は、申立手数料を減免されることもある。

期日手数料

申立人のみ 申立人・相手方 不要

その他具体的に→

成立手数料	100万円以下の場合	・・・ 6.4%
(税込)	100万円を超え200万円以下の場合	・・・ 4.0%に24,000円を加えた額
	200万円を超え500万円以下の場合	・・・ 2.4%に56,000円を加えた額
	500万円を超え5,000万円以下の場合	・・・ 1.6%に96,000円を加えた額
	5,000万円を超え1億円までの場合	・・・ 0.8%に496,000円を加えた額
	1億円を超える場合	・・・ 0.4%に896,000円を加えた額
	※算出した額から1,000円未満を切り捨て1.1を乗	

算出のベース 紛争額

解決額

その他具体的に→ 申立人と相手方で按分して支払うが、その負担割合は、あっせん・仲裁人が決定する。また、特別な事情がある場合は減免されることもある。

その他必要な費用

滋賀弁護士会和解あっせんセンター（2011.7.1）

滋賀弁護士会和解あっせんセンターは、同会所属の経験豊富な弁護士があっせん人となり、和解あっせん手続を主宰して、公正・中立な立場から、紛争当事者間の話し合いを促す形で、法的紛争の適切かつ迅速な解決を図ります。手続きの対象となる法的紛争は、当事者の和解による解決が可能な民事・家事紛争全般で、各種の損害賠償請求事件や、家庭内のトラブル、金銭トラブル、労使間のトラブルなど、様々な紛争を扱います。特に、迅速な解決が必要なケース、当事者間の感情的な対立が激しいケース、非公開の手続で話し合いを行いたい場合などに有効な手続です。なお、手続の利用にあたっては、弁護士からの紹介状が必要となるため（弁護士が代理人として申し立てる場合は除く）、まずは弁護士会や各法律事務所などが実施している法律相談をお受け下さい。

住所 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1丁目3番3号
 TEL 077-522-3238 FAX 077-522-2908
 受付時間 月～金曜日 9:00～16:00（祝日を除く）
 アクセス JR琵琶湖線 大津駅 徒歩1分
 URL <https://shigaben.or.jp/>

申立手数料 11,000円（税込） <input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→	期日手数料 <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他具体的に→
--	--

・金融ADRは、協定締結先が負担

成立手数料 100万円以下の部分 100万円を超え300万円以下の部分 300万円を超え3,000万円以下の部分 3,000万円を超える場合	・ ・ ・ 紛争価額の8%+消費税 ・ ・ ・ 紛争価額の5%+3万円+消費税 ・ ・ ・ 紛争価額の1%+15万円+消費税 ・ ・ ・ 紛争価額の0.5%+30万円+消費税
--	--

算出のベース 紛争額 解決額
 その他具体的に→

その他必要な費用 鑑定費用・現地調査のためにかかる諸費用、あっせん人の旅費日当、その他費用が必要になる場合があります。

京都弁護士会紛争解決センター（2000.10.1）

当センターでは、和解あっせん手続を主宰するあっせん人として心がけるべき事項を「あっせん人要求水準」として定め、当事者同席による交渉促進型の調停技法の研修をあっせん人候補者向けに実施するなど、あっせん人の資質や能力を向上することで、紛争解決手段としての実効性の向上を図っています。また、当センターは、今後も高まるであろう簡易迅速な紛争解決のニーズに的確にこたえるべく、和解あっせん手続の期日をウェブ会議でも実施できるようにしました。

当センターは、経験豊富なあっせん人のもと、ウェブ会議などオンラインも活用したスピード感ある手続により、適正かつ迅速な紛争解決を今後も提供していきます。

住所 〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL 075-231-2378

FAX 075-231-2373

受付時間 月～金曜日 9時～17時（祝日を除く）※電話は9時15分～16時30分

アクセス 京都市営地下鉄「丸太町」駅より徒歩7分

URL <https://kyoto-adr.jp/>

申立手数料 11,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→

期日手数料

申立人のみ 申立人・相手方 不要

その他具体的に→

成立手数料 成立額100万円以下の部分 成立額の8%（＋消費税）

（税込） 成立額100万円超、300万円以下の部分 成立額の5%（＋消費税）

成立額300万円超、3000万円以下の部分 成立額の1%（＋消費税）

成立額3000万円超の部分 成立額の0.5%（＋消費税）

※原則、申立人及び相手方の折半

算出のベース 紛争額

解決額

その他具体的に→

その他必要な費用

事件の審理のために必要な鑑定料、あっせん人・仲裁人及び専門委員の交通費及び日当等の費用

公益社団法人民間総合調停センター（2009.1.30）

当センターは、裁判と並ぶ魅力的な紛争解決機関となることを目指し、各種専門家団体、経済団体、消費者団体、自治体等が参加して設立した公益社団法人です。このような多種多様な参加団体と一緒にADR機関を設立したのは、全国で初めてで、ADR促進法に基づく法務大臣の認証も受けています。

司法関係者にとどまらず、紛争の内容に応じ、それぞれの専門分野の方々が和解あっせん人、仲裁人として関与することにより、公正、迅速、低費用で解決を得られることを目指して、「和解あっせん手続」と「仲裁手続」の二つの手続を実施していますので、是非ご利用ください。

なお、当センターでは、専門士業等による「申立補助制度」を実施しています。「申立補助制度」は、申立てを希望する方に、専門士業等が申立書の書き方や必要書類のアドバイスをするもので、手数料は無料です（予約制）。

詳細は、当センターのHPをご覧ください。お電話でお問い合わせください。

住所 〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満1-12-5大阪弁護士会内1階
TEL 06-6364-7644 FAX 06-6364-7645
受付時間 月～金曜日 9:00～17:00（祝日を除く）

アクセス

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口（1）から徒歩約5分
- ・地下鉄 京阪本線「淀屋橋駅」下車 1番出口から徒歩約10分
- ・地下鉄 京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

URL <https://minkanchoitei.or.jp/>

申立手数料 10,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→ 第1回期日実施前に終了した場合又は第2回期日実施前に不成立で終了した場合は、7,000円を返金する。

期日手数料

申立人のみ 申立人・相手方 不要

その他具体的に→

成立手数料	100万円未満	・・・	15,000円
（税込）	100万円以上200万円未満	・・・	20,000円
	200万円以上500万円未満	・・・	30,000円
	500万円以上1000万円未満	・・・	50,000円
	1000万以上5000万円未満	・・・	100,000円
	5000万以上1億円未満	・・・	300,000円
	1億以上1億5000万円未満	・・・	500,000円
	（以下、5000万円ごとに、250,000円を加算）		

算出のベース 紛争額 解決額

その他具体的に→

その他必要な費用 鑑定費用及び交通費等の実費並びに出張時の和解あっせん人の日当
【国際的な子の監護に関する和解あっせん手続・ハーグ条約に関する事案】
通訳費・翻訳費：実費

兵庫県弁護士会紛争解決センター（2001.1.1）

取扱対象事件は、和解あっせんに適する民事事件一般です。離婚、相続などの家事事件もこの中に含まれます。なお、多重債務問題（サラ金、クレジットの債務整理など）については扱っておりません。

和解あっせん申立ては、法律相談を経た場合、または、弁護士が代理人となって申し立てる場合に限りません。

平成20年9月に、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）に基づく法務大臣の認証を取得しました。令和5年1月より、障がい者なんでもADRを開始しました。

住所 〒650-0016 兵庫県神戸市中央区橘通1-4-3

TEL 078-341-8227

受付時間 月～金曜日 10:00～17:00（祝日を除く）

アクセス JR神戸線「神戸」駅より徒歩10分

URL <https://www.hyogoben.or.jp>

申立手数料 22,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→

利用について協定を結んでいる団体を通じて申込みがあった場合、申立手数料はその団体が負担する。

期日手数料

申立人のみ 申立人・相手方 不要

その他具体的に→

成立手数料	100万円以下の部分	・・・	8.8%
（税込）	100万円を超え300万円以下の部分	・・・	5.5%+33,000円
	300万円を超え3,000万円以下の部分	・・・	1.1%+165,000円
	3,000万円を超える部分	・・・	0.55%+330,000円

算出のベース 紛争額 解決額
 その他具体的に→ 原則として当事者折半

その他必要な費用 当事者は手続手数料以外の鑑定費用、交通費その他の和解あっせんに要する実費を、あっせん委員が定める額、納付時期及び負担割合に従い、紛争解決センターに支払う。

奈良弁護士会紛争解決センター（2002.6.3）

奈良弁護士会所属の経験豊富な弁護士が和解あっせん人として関与し、法的紛争の適切・迅速な解決を目指します。

特に、犯罪被害に関する損害賠償額の調整、隣人とのトラブル、不貞行為やセクシャルハラスメントの損害賠償請求など、当事者同士では妥当な着地点を見出すことが困難な紛争に有効です。

住所 〒630-8237 奈良市中筋町2番地の1

TEL 0742-22-2035

FAX 0742-23-8319

受付時間 月～金曜日 9:30～17:00（祝日を除く）

アクセス 近鉄奈良駅より徒歩約3分

URL <https://www.naben.or.jp/>

申立手数料 10,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→

期日手数料

申立人のみ

申立人・相手方

不要

その他具体的に→

成立手数料	100万円以下の部分	・・・ 8%
（税抜）	100万円を超え300万円以下の場合	・・・ 5%+3万円
	300万円を超え3,000万円以下の場合	・・・ 1%+15万円
	3,000万円を超える場合	・・・ 0.5%+30万円

算出のベース 紛争額

解決額

その他具体的に→

その他必要な費用

審理のため必要な鑑定料、旅費交通費等の実費

和歌山弁護士会紛争解決センター（2013.4.1）

和歌山弁護士会では、相談から解決までを見通せる制度として2013年4月1日に「和歌山弁護士会紛争解決センター」を設立し、2015年6月3日には、ADR法に基づく法務大臣の認証を取得しました。さらに、ADRを障害がある人にも利用しやすくするため、2017年から「障害者なんでもADR」を開始しました。

「和歌山弁護士会紛争解決センター」では、経験豊かな弁護士があっせん人となり、公正な立場に立ちつつ当事者の主張に傾聴し柔軟な手続運営を行うことにより、公正・迅速かつ妥当な紛争解決を強力にサポートいたします。

取り扱う事案としては、広く和解あっせんに適する民事事件一般を対象としています。例えばお金の貸し借り、隣地とのトラブル、離婚や相続など、さまざまな法律上のトラブルの解決にご利用いただけます。

「和歌山弁護士会紛争解決センター」への申立は、「弁護士が代理する」か、「弁護士による法律相談を経た上でその弁護士による紹介状を添付する」ことが必要になります。弁護士による法律相談については、和歌山弁護士会ホームページの「弁護士に相談したい」をご参照いただくか、和歌山弁護士会までお電話にてお問い合わせください。

申立の方法や、申立書、紹介状の書式は、和歌山弁護士会のホームページにも掲載されておりますので、そちらもご参照ください。

【最近の動き】

来たるべき南海トラフ地震や、昨今増加傾向にある豪雨や巨大台風などの大規模な自然災害における被災者が抱えるトラブルにもADRを利用してもらうため、「災害ADR」を設置しています。実際には、常設されているわけではなく、前述のような自然災害が発生した場合に開設され、利用することができます。特徴は、通常のADRの申立よりも、申立の手続を簡略化したり、申立手数料を無料としたり、成立手数料を減額したりすることができます。

住所 〒640-8144 和歌山市四番丁5番地 和歌山弁護士会館内

TEL 073-422-4580

FAX 073-436-5322

月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00（祝日を除く）

受付時間 ただし、制度の説明を聞きたい場合などは、なるべく午前は11:30まで、午後は16:30までにお越しください。

アクセス JR和歌山駅または南海和歌山市駅から、和歌山バスに乗車「和歌山城前」下車 徒歩5分

URL <http://www.wakaben.or.jp/>

申立手数料 11,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→

期日手数料

申立人のみ 申立人・相手方 不要

その他具体的に→

成立手数料 100万円以下の場合 8%

（税込）

100万円を超え300万円の場合 5%+3万円

300万円を超え3,000万円の場合 1%+15万円

3,000万円を超える場合 0.5%+30万円

いずれも上記により算出した額に消費税を加算した額となります。

算出のベース 紛争額

解決額

その他具体的に→ 原則として当事者間で折半してお支払いいただきます。

その他必要な費用

事件の審理に必要な鑑定料、旅費等が発生した場合はその実費を当事者にご負担いただきます。

岡山弁護士会 岡山仲裁センター（1997.3.1）
行政仲裁センター岡山・医療仲裁センター岡山

『岡山仲裁センター』

岡山仲裁センターでは、弁護士が仲裁人となって当事者の話し合いによる紛争解決をお手伝いします。当事者が自主的に紛争を解決する能力を発揮できるようにサポートすることによって、法的に妥当なだけでなく、当事者の心情にあった解決を目指します。また、事案によっては、建築士、税理士、不動産鑑定士、カウンセラー、土地家屋調査士、社会保険労務士、司法書士の方にも仲裁人に加わっていただくことも可能です。

ZOOM等のWEB会議システムを利用した、リモート仲裁も実施しております。

大規模災害に関連する民事上の紛争については、利用者の負担軽減を図るため、弁護士が申立をサポートし、また、申立手数料と期日手数料を無料（成立手数料は通常の半額）とする『災害ADR』制度を創設しました（新型コロナウイルス感染拡大に起因する事件についても、災害ADRで対応可能です）。

『行政仲裁センター岡山』

行政仲裁センター岡山は、自治体と住民などとの間に生じた行政紛争を専門に扱う仲裁センターです。仲裁人が自治体の区域内に赴いて、自治体・住民・仲裁人の三者が話し合いによって問題を解決（和解）するよう努力しています。当事者の合意があれば、仲裁判断も行います。申立手数料と期日手数料は自治体が負担します。

『医療仲裁センター岡山』

医療仲裁センター岡山は、医療機関側と患者側との間で生じたトラブルを専門に扱う仲裁センターです。事案によっては、中立の立場の医師も弁護士と共に仲裁人として和解あっせんに加わります。また、医学上の専門的知見が必要な場合、複数の専門医（医療専門員）から意見を述べてもらうこともあります。

住所 〒700-0807 岡山市北区南方1-8-29
 TEL 086-223-4401
 受付時間 月～金曜日 10:00～17:00（祝日を除く）
 アクセス JR「岡山」駅から路線バス「番町口」下車徒歩1分
 URL <https://www.okaben.or.jp/>

申立手数料 11,000円（税込） <input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→ 行政仲裁センター岡山は、自治体負担。医療仲裁センター岡山は、患者側が医療機関側を通じて申し立てた場合、医療機関側負担。	期日手数料 5,500円（税込） <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→ 行政仲裁センター岡山・医療仲裁センター岡山は、11,000円（税込）。行政仲裁センター岡山は、自治体負担。医療仲裁センター岡山は、患者側が医療機関側を通じて申し立てた場合、医療機関側負担。
--	---

成立手数料 （税込）	100万円以下の場合 100万円を超え300万円以下の場合 300万円を超え3,000万円以下の場合 3,000万円を超える場合	・ ・ ・ 8%+消費税 ・ ・ ・ 5%+3万円+消費税 ・ ・ ・ 1%+15万円+消費税 ・ ・ ・ 0.5%+30万円+消費税
---------------	---	--

算出のベース 紛争額 解決額
 その他具体的に→ 原則として、当事者双方折半。

その他必要な費用 調査手数料等として実費が発生する場合があります。

広島弁護士会紛争解決センター（1994.6.17）

経験豊富な弁護士が「あっせん・仲裁人」となり、申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で、公平中立な立場から妥当な解決を図れるようアドバイス・仲裁判断をすることで、できるだけ短期間でのトラブル解決を目指します。

事案の種類は問いません。各種の事故の損害賠償、金銭トラブル、家庭内のトラブル、相続問題、従業員の解雇に関するトラブルなど、様々問題の解決に幅広く利用できます。平成22年1月より新たに医療・介護ADRを設置し、医療・介護に関する紛争も扱うようになりました。また、平成30年7月豪雨災害や令和2年8月大雨災害に関するトラブルや新型コロナに関するトラブルに関するADRも設置しています。

相手方があっせん・仲裁に応じると、3回程度の期日で解決するように努めます。期間が短い分、1回の期日ごとに時間をかけて双方の言い分をよく聞きます。当事者の希望により、オンライン（ZOOM）による期日開催もできます。

申立てにあたっては、まず弁護士による法律相談を受けていただき、そこでアドバイスや制度の説明を受けられた後、申立てをしてもらうことを推奨しております。

住所 〒730-0011 広島市中区基町6番27号 そごうデパート新館6階 紙屋町法律相談センター
TEL 082-225-1600 FAX 082-225-1616

受付時間 月～日曜日 9:30～16:00（そごうデパート新館休館日を除く）

広島電鉄「紙屋町西」駅下車
アクセス バス「広島バスセンター」又は「紙屋町」停留所下車
アストラムライン「県庁前」下車

URL <http://www.hiroben.or.jp/>

申立手数料 11,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→

期日手数料

申立人のみ 申立人・相手方 不要

その他具体的に→

成立手数料	100万円以下の部分	・・・	8.8%	（最低5万5千円）
（税込）	100万円を超え300万円以下の部分	・・・	5.5%	+3万3千円
	300万円を超え3,000万円以下の部分	・・・	1.1%	+16万5千円
	3,000万円を超える部分	・・・	0.55%	+33万円

算出のベース 紛争額 解決額

その他具体的に→

その他必要な費用 審理のため必要な鑑定料、旅費交通費等の実費

山口県弁護士会仲裁センター・行政仲裁センター山口（2011.12.1）

◆山口県弁護士会仲裁センター

山口県弁護士会仲裁センターでは、当会の会員の弁護士が仲裁人となって、申立人と相手方の双方の言い分をよく聞いたうえで、話し合いによる問題解決（和解）を目指すものです。お金の貸し借りや借地・借家のトラブル、交通事故の損害賠償、建築をめぐるトラブル、離婚問題、遺産問題、境界、日照など、隣人間のトラブル、解雇・セクハラ問題など、さまざまな事案に幅広くご利用できます。また、事案によっては、弁護士である仲裁人のほか、医師、歯科医師、行政書士、不動産鑑定士、建築士、社会保険労務士、土地家屋調査士などの専門家が弁護士と共同して和解のあっせんや仲裁を行います。申立てには弁護士からの紹介状が必要になりますので、まずは、最寄りの法律相談センターにて弁護士とご相談ください【事前予約制：0570-064-490（←県内法律相談センター統一電話番号）】。

◆行政仲裁センター山口

行政仲裁センター山口では、地方公共団体と住民などとの間で生じた紛争について、弁護士が仲裁人として関与し、話し合いによる解決を促します。山口県弁護士会との間で協定を締結している地方公共団体については、山口県弁護士会ホームページをご覧ください。

住所 〒753-0045 山口県山口市黄金町2-15 山口県弁護士会館
 TEL 083-922-0087 FAX 083-928-2220
 受付時間 月～金曜日 10:00～17:00（祝日を除く）
 アクセス 山口線「山口」駅より徒歩5分
 URL https://www.yamaguchikenben.or.jp/topics_adr01_top.html

申立手数料 10,000円（税込）
 申立人のみ

 その他具体的に→ 行政仲裁センター山口では、地方公共団体が負担。

期日手数料 5,000円（税込）
 申立人のみ 申立人・相手方 不要

 その他具体的に→ 行政仲裁センター山口では、地方公共団体が負担（20,000円（税込））。

成立手数料	100万円以下の部分	・・・	8%
（税込）	100万円を超え300万円以下の部分	・・・	5%
	300万円を超え3,000万円以下の部分	・・・	1%
	3,000万円を超える部分	・・・	0.5%

算出のベース 紛争額 解決額
 その他具体的に→ 原則、当事者双方で折半。

その他必要な費用 調査費等の実費がかかる場合は、その利益を受ける当事者（双方の利益のために行われた場合は折半）で実費額を負担。

愛媛弁護士会紛争解決センター（2006.8.7）

四国で初めての弁護士会ADRとして、平成18年8月7日に開設されました。短期間に、合理的な費用で、公正でお互いが満足できるような解決を支援することをモットーとしています。

当センターでは、当会所属弁護士の約4割が調停人候補者として名簿登録しており、経験豊かな弁護士が、当事者自らがトラブルを解決しようとする力を手助けし、柔軟な解決を手助けいたします。

また、平成22年3月からは、複数人の医療問題に詳しい弁護士を調停人とした医療ADRも開始いたしました。原則として、申立てには弁護士による法律相談を経て、紹介状が必要となりますが、金融機関等との紛争に関しては、不用となります。

住所 〒790-0003愛媛県松山市三番町4-8-8

TEL 089-941-6279

FAX 089-941-4110

受付時間 月～金曜日 10:00～16:00（祝日を除く）

アクセス 市内電車「市役所前」より徒歩10分

URL <https://www.ehime-ben.or.jp/>

申立手数料 22,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→ JAバンク相談所に申立てをした場合は申立手数料はJAバンクもちとなります。

期日手数料

申立人のみ 申立人・相手方 不要

その他具体的に→

成立手数料	100万円までの場合	・・・	8%(但し、5万円を下限とする。)
(税込)	100万円を超え300万円までの場合	・・・	5%+3万円
	300万円を超え3,000万円までの場合	・・・	1%+15万円
	3,000万円を超える場合	・・・	0.5%+30万円

算出のベース 紛争額 解決額
 その他具体的に→

その他必要な費用 調停手続に、別途、実費として費用がかかる場合があります。(速記、通訳、鑑定、翻訳等の費用、23条照会を利用した利用料、調停人、専門委員がセンター外に出張した時の旅費、宿泊費等の実費)

福岡県弁護士会紛争解決センター（2002.12）

福岡県弁護士会紛争解決センターでは、お金の貸し借りや各種事故の損害賠償請求、家庭内のもめごとや近所とのいざこざ、相続問題、従業員の解雇をめぐるトラブル、不動産の明渡請求、欠陥住宅問題や医療事故問題等、あらゆる紛争を迅速に解決することを目標にしています。

当センターに対し紛争解決の申立をしていただくためには、弁護士による法律相談の後、申立書をご提出いただく必要がありますが、申立書は、福岡県弁護士会が県内各地に設置している法律相談センターなどに備えてあり、誰でも簡単に記入することができるようになっています。申立書の受付など事務取扱は、現在、天神弁護士センター（092-741-3208番）、北九州法律相談センター（093-561-0360番）、久留米法律相談センター（0942-30-0144番）の3カ所で行っています。あっせん・仲裁人はすべて弁護士で、福岡県弁護士会に所属するベテラン弁護士を中心に構成されています。

平成21年10月からスタートした医療ADRでは、患者側の事情に通じたあっせん・仲裁人1名、医療機関側の事情に通じたあっせん・仲裁人1名を加え、原則合計3名で対応することになっています。

また平成23年3月29日付で法務大臣からの認証を受けたことに伴い、一定の条件の下での時効中断効や調停前置主義が原則とされる訴訟（賃料増減額請求訴訟、離婚等の人事訴訟）において、調停を経ることなく訴訟を提起できるという効果が付与されました。

さらに当会が協定書を締結している金融機関を相手とする紛争については、金融機関があっせん・仲裁人の提示する特別調停案を受諾する義務を負担することを主な特色とする金融ADRの運用も開始しております。

弁護士以外の専門家の助言を要する場合は、そのような専門家の協力を得ることもできます。当センターは、早くそして適正に紛争を解決したいという市民の皆様のご希望に添いたいと心から考えています。どうぞお気軽にご相談ください。

住所 (天神) 〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル2階
 (北九州) 〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2 福岡県弁護士会北九州部会内
 (久留米) 〒830-0021 久留米市篠山町11番地5 筑後弁護士会館内

TEL (天神) 092-741-3208 (天神) 092-752-1330
 (北九州) 093-561-0360 FAX (北九州) 093-582-0410
 (久留米) 0942-30-0144 (久留米) 0942-32-2691

受付時間 月～金曜日 10:00～16:00（祝日を除く）

アクセス (天神) 地下鉄空港線「天神」駅より徒歩9分
 地下鉄七隈線「天神南」駅より徒歩3分
 (北九州) JR 鹿児島本線「小倉」駅よりバス 15分
 (久留米) 西鉄「久留米」駅よりバス 5分、バス停「久留米市役所前」下車 徒歩 1分

URL <https://www.fben.jp/whats/funsoukaiketu.htm>

申立手数料 11,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→

期日手数料

申立人のみ 申立人・相手方 不要

その他具体的に→

成立手数料
 （税込）

解決額	割合
100万円までの場合	8.8%
100万円を超え300万円までの場合	5.5%+33,000円
300万円を超え3000万円までの場合	1.1%+165,000円
3000万円を超える場合	0.55%+330,000円

算出のベース 紛争額 解決額
 その他具体的に→

その他必要な費用

熊本県弁護士会紛争解決センター（2009.4.1）

当センターは、平成21年8月20日から活動を開始しました。当会の会員弁護士があっせん人となって、公正中立の立場で当事者双方から言い分を聞き、話し合いによる紛争の解決を目的としています。3回程度の期日で解決することを目指しています。

当センターでは、災害に起因する紛争を取り扱う災害ADRも設置しています。災害ADRは、現在、平成28年熊本地震、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨に起因する紛争に適用されており、申立手数料を無料とし、成立手数料についても一定の減額を行っています。

また、全てのADR手続きにおいて、担当弁護士が申立人（紛争解決手続の利用を申し込まれた方）の言い分を聞き、申立書を代わりに作成する「申立サポート制度」、同様に担当弁護士が相手方（紛争解決手続の相手方として申立人が申し込まれた方）の言い分を聞き、答弁書を代わりに作成する「応諾サポート制度」があり、皆様に利用しやすい制度となっています。

さらに、利用者の方の利便性に資するため、令和4年4月から、WEB上の申込フォームから申込みができるようになりました。併せて、WEB会議システム（ZOOM）を利用した期日開催も可能になりました。

熊本のみみなさまの笑顔を取り戻すため、様々なトラブルについて解決するようお手伝いをさせていただきたいと考えております。トラブルでお悩みの方は、当センターにお気軽にお問い合わせ下さい。

住所 〒860-0078 熊本県熊本市中央区京町1-13-11

TEL 096-325-0913

FAX 096-325-0914

受付時間 月～金曜日 9:00～17:30（祝日を除く）

アクセス バス停「裁判所前」より徒歩1分

URL <https://kumaben.or.jp/soudan/funsou.php>

申立手数料 11,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→
・原則申立人のみ
・金融ADRの場合、協定締結先が負担

期日手数料

申立人のみ 申立人・相手方 不要

その他具体的に→

成立手数料 100万円以下の部分

・・・ 8%

（税込） 100万円を超え300万円以下の部分

・・・ 5%+3万円

300万円を超え3,000万円以下の部分

・・・ 1%+15万円

3,000万円を超える部分

・・・ 0.5%+30万円

算出のベース 紛争額

解決額

その他具体的に→

その他必要な費用

鑑定費用、交通費、その他の和解あっせんに要する実費

鹿児島県弁護士会紛争解決センター（2007.3.1）

鹿児島県弁護士会紛争解決センターは、平成19年10月1日から業務を開始しました。市民の身の回りに起こったトラブルについて何とか解決したい、裁判まではしたくないけれど専門家に入ってもらって解決したいといった市民の要望に応えるため当センターは設立されました。経験を積んだ弁護士が調停人となり当事者双方の言い分をよく聞いた上で、和解による円満な解決をはかります。事案によっては建築士、施工業者、税理士等の専門家も協力します。

審理期日は3回程度で、3ヶ月以内の解決を目指します。申立をご希望される方は、まず、弁護士による法律相談をお受けください。

なお、人身事故を中心とした交通事故に関しては、当センターとは別の組織として、日弁連交通事故相談センター鹿児島支部があります。経験を積んだ弁護士が相談・示談あっせん等を行っています（交通事故相談センターは原則、無料です）。

住所 〒892-0815 鹿児島県鹿児島市易居町2番3号

TEL 099-226-3765

FAX 099-223-7315

受付時間 月～金曜日 10:00～16:00（祝日を除く）（祝日を除く）

アクセス 鹿児島中央駅より「天文館・鹿児島駅方面」のバスに乘車し、市役所駅前バス停下車 徒歩2分

URL <https://www.kben.jp/>

申立手数料 22,000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→

期日手数料

申立人のみ 申立人・相手方 不要

その他具体的に→

成立手数料	100万円までの場合	・・・	8%（5万円が下限）
	100万円を超え300万円までの場合	・・・	3万円+5%
	300万円を超え3,000万円までの場合	・・・	15万円+1%
	3,000万円を超える場合	・・・	30万円+0.5%

算出のベース 紛争額 解決額
 その他具体的に→原則として、当事者双方折半。

その他必要な費用 調査手数料として実費が発生する場合があります。

沖縄弁護士会紛争解決センター（2011.4.1）

沖縄弁護士会紛争解決センターは平成23年12月に運用を開始しました。15年程度以上の豊富な経験を有する弁護士があっせん委員となって、申立人・相手方の両当事者から話しを十分につかひ、紛争解決に向けたお手伝いを行います。申立を受け付けると、速やかに相手方に対して、あっせんに参加するよう積極的に働きかけを行います。ご希望があれば、夜間、休日に期日を設定するなど、利用者の皆さんが使いやすいような運用を心がけています。

なお、当センターに申立てを行う際には、弁護士が代理人となるか、弁護士による法律相談を受けて頂き、紹介状を書いてもらう必要があります。これは、裁判による解決が相応しい事案か、話し合いによる解決が相応しい事案かを検討するためのものです。当センターの利用をお考えの場合は法律相談の際にお気軽にお尋ねください。

住所 〒900-0014 沖縄県那覇市松尾2丁目2番26-6号
 TEL 098-865-3737 FAX 098-865-3636
 受付時間 月～金：9：30～12：00 13：00～17：00（祝日を除く）
 アクセス
 URL <https://www.okiben.org/>

申立手数料 1万1000円（税込）

申立人のみ

その他具体的に→

期日手数料

申立人のみ 申立人・相手方 不要

その他具体的に→

成立手数料

（税込）

和解が成立した場合は、経済的利益の額に応じて以下の成立手数料を負担頂きます。

100万円以下の場合 8.8%

100万円を超え300万円以下の場合 5.5%+3万3000円

300万円を超え3000万円以下の場合 1.1%+16万5000円

3000万円を超える場合 0.55%+33万円

※消費税込みの金額です。

算出のベース

紛争額

解決額

その他具体的に→

その他必要な費用